

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(若者のまち居場所づくり推進事業 民間活力導入可能性調査業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、中心市街地整備室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を15分間行う。
- (3) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの（少数第2位を四捨五入）を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点と同点となった場合は、各委員の提案書に対する評価点を平均した値（少数第2位を四捨五入）を算出し、最も値が高い事業者を最優秀者として決定する。
- (6) プレゼンテーションの実施及び実施方法等については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や緊急事態宣言の影響等によっては、変更又は中止する場合がある。

4 選考評価基準

評価項目		評価基準	配点
実施体制に対する評価		業務履行に十分な体制である。	5
配置予定技術者の実績及び能力に対する評価	管理技術者	平成27年度以降に完了したPPP/PFI導入可能性調査、PPP/PFI事業者選定アドバイザー業務、その他PPP/PFI事業に関する実績がある。	5
	担当技術者	平成27年度以降に完了したPPP/PFI導入可能性調査、PPP/PFI事業者選定アドバイザー業務、その他PPP/PFI事業に関する実績がある。	5
提案書に対する評価		本業務を遂行するうえで、事業所及び技術者が十分な業務実績を有している。	
		業務実績が十分な業務内容を有している。	5
		業務実績から本業務の円滑な遂行が期待できる。	5
		地方都市におけるPPP/PFI事業の各事業スキームの特性把握や課題認識が的確である。	
		PPP/PFI事業の各事業スキームの特性把握が的確である。	5
		地方都市におけるPPP/PFI事業の課題認識が的確である。	5
		市場調査に対する具体的手法が想定されている。	
		調査対象者を具体的に想定している。	5
		調査内容・調査項目を具体的に想定している。	5
		本施設の特性把握や課題認識が的確である。	
		想定される運営上の課題が的確である。	5
		上記の課題に対する対応策・解決策が的確である。	5
		検討が必要な事業手法等が明確になっている。	5
		本市の基本方針(案)及び中心市街地活性化の取り組みを十分に理解し、意欲的で具体的な意見・提案がある。	
		基本方針(案)に対する理解が的確である。	5
		中心市街地活性化の取り組みに対する理解が的確である。	5
		基本方針(案)に対して、実現に向けての意欲がある。	5
	基本方針(案)に対する具体的な意見・提案がある。	5	
	業務手順やスケジュールが妥当であり、効率的な計画である。	5	
表現力		質問に対する応答が明快で的確である。	5
		提案書及びプレゼンテーションのまとめ方が明快で的確である。	5
費用見積り		予算を超えている場合は特定しない。	数値化しない
		見積金額が妥当である。	5
合 計			100